

第 1638 回 (4 月 18 日)

選択的減反の政策手法

伊 藤 順 一

食糧管理法が廃止され、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(新食糧法)」が平成 7 年 11 月より施行されることとなった。同法は、自主流通米を中心とした米の流通、市場メカニズムの働きによる米価決定、米取り扱い業者の参入促進を謳っている。これは米市場に対する政府介入の縮小、すなわち規制緩和を意味している。

新食糧法でもう一つ特筆すべき点は、生産調整を法律のなかで明確に位置づけたことである。1969 年にスタートした減反政策は、政府通達に基づいて実施されてきた。ところが、同法第 59 条は、政府が生産調整実施者の売り渡しの申し込みに応じて、その生産した米を政府買入価格で買い入れることを明言している。つまり、新食糧法の下では、政府米市場と自主流通米市場が制度上分断され、二重価格が形成されることとなったのである。現状追認の側面は否定できないが、ヤミ米の流通をなくし、政府米の買い入れを生産調整と関連させている点で、従来の制度とは著しく異なっている。

ところで、政府が買い入れた米は備蓄に充てられるから、一定量の米が政府米として集荷されなくてはならない。そのためには、一部の農家が減反を継続して行う必要がある。さらに、自主流通米と政府米がそれぞれ適正量集荷されるよう、政府は買入価格を適当な水準に設定する必要がある。一方、農家は政府米と自主流通米の相対価格に応じて、減反参加と不参加のどちらか一方を選択する。資源の最適配分という観点から言えば、当然、効率性の劣る農家が減反に参加し、そうでない農家が減反に参加しないことが望ましい。しかし、この選択が農家の自主的な判断に委ねられている以上、減反率が生産性と負の相関

をもつ保証はないのである。

そこで本報告では、生産調整に関する政府の契約提示と農家の選択をベースとして、選択的減反のメカニズム・デザインを論じた。モデルの展開により、選択的減反の 3 点セット、すなわち、減反率、自主流通米の均衡価格、政府米買入価格が、農家の誘因両立性条件、参加条件および米の需給均衡条件から一意的に定まることがわかった。

契約の提示で問題となるのは、選択的減反に対する農家の参加条件である。つまり、農家の留保利得をどの水準に設定するかという問題である。仮に政府が、稲作利得の現状維持を内容とする契約を提示すれば、選択制への移行に伴う減反政策の社会的費用は増加する。つまり、すべての農家の経済的誘因を満たしながら、社会的な経済余剰を増大させるような選択的減反は存在しない。

これは、助成金交付による選択的減反のメカニズム・デザインを論じた筆者の別の研究(「選択的減反のメカニズム・デザインと経済的帰結」『農業経済研究』審査中)が導いた結論と完全に一致する。

一方、農家の参加条件を無視し、減反を廃止し、米価を需給均衡価格に一致させた場合、社会的な余剰は極大化するが、生産者余剰は大幅に減少する。